



## 税務・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

6  
2021

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。  
日中はもう汗ばむ陽気となりました。  
暑い季節に向かいますゆえ、なにとぞご自愛ください。

### 改正情報

## 令和3年度税制改正 個人所得課税編

### ●住宅ローン控除の拡充

一定の期間（新築の場合、令和2年10月から令和3年9月30日まで、それ以外は令和2年12月から令和3年11月30日まで）の契約した場合、令和4年末までの入居者も対象となります。また、合計所得金1,000万円以下の人については、床面積40㎡から50㎡までの住宅も対象となります。

※消費税10%へ引上げ時の反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の住宅ローン控除の特例が新型コロナウイルス感染症の影響により住宅を取得することが難しい状況であることを踏まえ、2年延長となりました。

### ●医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直し

スイッチOTC成分の中でも効果が薄いと考えられるものについては対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、適用期限が5年延長となります。（現行制度 平成29年1月1日～令和3年12月31日⇒令和4年1月1日～令和8年12月31日迄）

また健康診査等の健康の保持増進や疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付等は不要となりました。（引き続き、確定申告期限から5年間の保管は必要となります。）

### ●退職所得課税の強化

法人役員等以外の勤続年数5年以下の短期の退職金について、原則として2分の1課税を適用しないこととされました。（ただし、退職所得控除額を控除した支払額300万円までは引き続き2分の1課税の適用が受けられます。）令和4年分以後の所得税について適用されます。

※近年、外資系の企業を中心にこの2分の1課税を悪用する動きが見られたことが、本改正の背後にあります。

### 厚生労働省より

## 雇用調整助成金の特例措置に関する支給要領の更新について

厚生労働省から、雇用調整助成金の特例措置について、次のような案内がありました。